

# ヌサイリー教徒の反乱

—ジヤバラ・一三一八年一月—

佐 藤 次 高

## はじめに

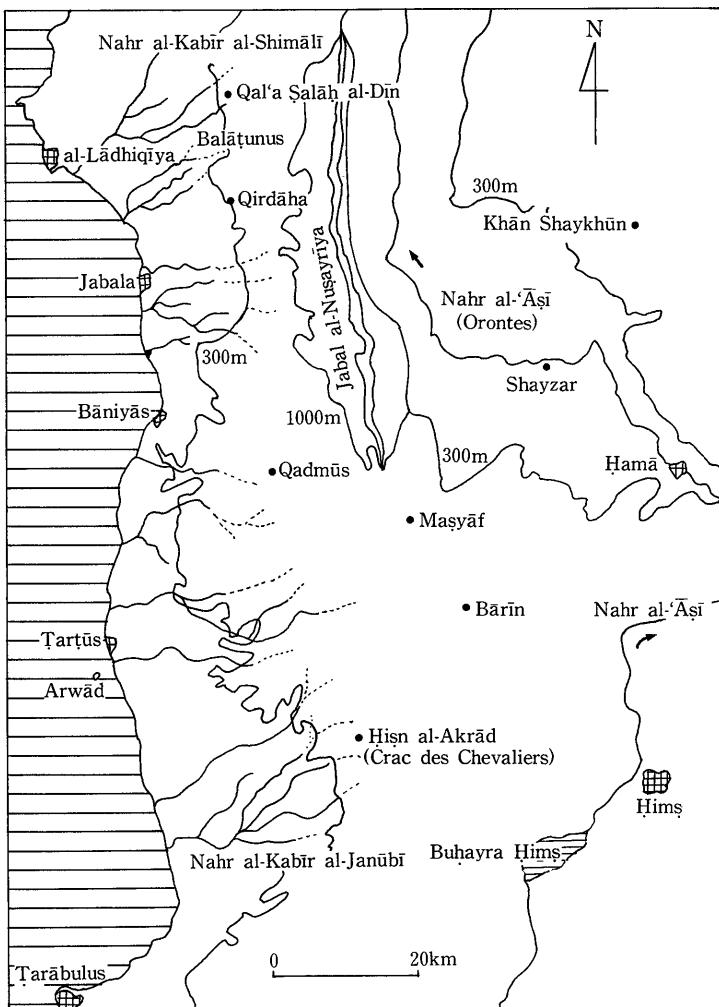
ヌサイリー Nuṣayri 教徒は、別名アラウイー 'Alawi 教徒とも呼ばれ、一〇〇一一世紀頃のシリアに生まれた過激シーアの一分派に属する。彼らはシーア派の考え方をさらにおし進め、初代イマームのアリーは神のもつと最も重要な「意味」あるいは「本質」(maṇa) の顯現であるとみなしした。マスヤーフやカドムースの城塞に拠るイスマーイール派から大衆に対する秘教の觀念を学び、そして土着のキリスト教からは固有な祭式の方法を採用したといわれる。ヌサイリーの名は、初期の神学者であった Muhammad b. Nusayr 'Abdi (八三三四年没) に由来するとされているが、彼ら自身は自らを「信者たち」Mu'minūn とのみ称していた。しかし特異な信仰生活を営む少数派であるが故に、一二世紀以降、十字軍、マムルーク朝のスルターン・バイバルス (在位一二六〇~七七年)、オスマン朝のセリム一世 (在位一五一~一〇年) による圧政と虐殺の歴史を経験してきた。現在、その

ヌサイリー教徒の反乱 佐藤

第七十一卷 一一五

多くはラタキアおよびジャバラ東方の山岳地帯 Jabal al-Lukkām あるいは Jabal al-Nuṣayriya に住み、シリア総人口の約一割強を占めている<sup>(1)</sup>。このあたりは、地中海岸の平野部からしだいに高度を増しながら一〇〇〇メートル級の山岳地帯に達する複合的な地勢であり、海岸の都市を山側から包みむようにして見事な田園風景が展開する。

マムルーク朝（一一五〇～一五一七年）中期の一三一八年、これらのヌサイリー教徒がマフディー（救世主）を称する男に率られて反乱に立ちあがつた。その数はいち時三〇〇〇名（一説に五〇〇〇名）に達したが、反徒がジャバラ Jabala の町を襲撃すると、トリポリ総督のキルターアはただちに一〇〇〇の騎馬隊を鎮圧軍として派遣し、その攻撃によってマフディーは殺され、反乱はわずか五日間で終結した。このように反乱自体は小規模なもので、マムルーク朝の国家体制に影響を及ぼすことはほとんどなかつたといつてよい。しかしその原因を探つてゆくと、スンナ派体制を強化しようとする国家行政との密接な関連が浮び上つてくる。U・ヴエルモーンは、この反乱をイクター保有者（ムクター）であるアミールたちによつて搾取され、圧迫された農民たちの社会反乱であったと述べている<sup>(2)</sup>。確かに反乱の社会的背景の説明としては当を得ていると思われるが、反乱全体の構図を理解するためには、さらに具体的な形で政府のヌサイリー教徒対策と反乱の内容とを整理し直してみると必要である。いりでは *Nuwāyī* や *Abū al-Fidā'*、あるいは *Ibn Baṭṭūṭa* などの同時代史料を用いて、できるだけ正確に反乱の経過をたどり、その原因と意味を明らかにしてみたい。シリアの地方社会に起つたこのような反乱の分析を通じて、地方史の視点からイスラム史の見直しを試みることが小論の目的である。



シリア北部の海岸地帯

## 一 反乱の経過

同時代の歴史家のなかで、メサイリー教徒の反乱について最も詳しく述べるのは、エジプトのメサイリー al-Nuwayri (1111年没) である。メサイリーは七一〇 (1111) 年から七一一 (1112) 年にかけてジャバラに近いトリポリ軍務庁の長官 (naṣir al-jaysh) を務めたが、反乱の発生時にはすでにエジプトへ転勤となっていた。<sup>(3)</sup> ダール・アルクトブ所蔵の写本史料によれば、おそらく *Nihāya al-Arab* の記事の冒頭部分を引用してみると、「」とある。

七一七年ズー・アルヒッジヤ月十七日 (1318年1月10日)、Jabala 地方の Qirtiyawus 村に一人の男があらわれ、曲ぶ Muhammad b. al-Hasan al-Mahdi であると称した。彼が人々に語ったところによれば、仕事をしていた時、白い鳥が彼の体に入り込み、彼の魂を取り出して、代りに Muhammad b. al-Hasan の魂を入れたのだという。人々は嘆声をあげて彼につき従い、五〇〇〇人のメサイリー教徒 al-Nuṣayriya が集まつた。人々に彼への叩頭 (sujid) を命ぜると、彼らはこれを行なつた。次いで彼は飲酒と礼拝の放棄とを彼らに許した。彼とその仲間は、「アリー以外に神 (ilāh) はなく、ムハンマドの他に〔神の榮光を隠す〕ヴェール (ḥijāb) はない」と齊唱した。<sup>(4)</sup>

同じエジプト史家の系列に属するマクリー・ズー・al-Maqrīzī (1441年没) の *Suhābi* と、*Nuwayri* によったと思われるほぼ同様の記事が伝えられている。<sup>(5)</sup> それによれば、反乱の発生は七一七年ズー・アルカーダ月十七

日の」とあるが、ハマーの領主であったアブー・アルハイダーブAbū al-Fidā'（1111年没）も反乱の勃発を同年ズー・アルヒツジャ月の」と記している<sup>(6)</sup>。ズー・アルカーダ月はおそらくマクリーズィーによる引用の誤りであろう。マフディーを称する男があらわれたキルティヤーウス村は、現在のジャバラ地方とその周辺地域には存在しない。しかし前述のアブー・アルハイダーブは、「Balāṭunus 三中ニムサイリー教徒の男があらわれた」と記している<sup>(7)</sup>ので、キルティヤーウス村はおそらくジャバラ東北方の山岳地帯にあつたものと思われる。このに引いたエジプト系統の史料によれば、反乱の指導者は Muḥammad b. al-Ḥasan al-Mahdi を名乗ったとされるが、シリア系統の史料にはやや異なった内容の記事が伝えられてる。例えばザハビー al-Dhahabī（1104年没）の *Duwal al-Islām* には次のようにある。

ヌサイリー教徒の間に一人の男があらわれ、al-Mahdi（救世主）であると主張した。するとハタキア地方で彼の仲間が増え、11000名に達した。彼は al-Muntaṣar（待望された者）とも称し、またある時は ‘Alī b. Abī Ṭālib であるところ、ある時は Muḥammad al-Muṣṭafā であると主張した。

al-Muṣṭafā（選ばれた者）とはむろん預言者ムハンマドの美称であるが、ウマニー al-Umari（1149年没）の伝える記事よりれとあつたく同一である。一方、ザハビーの弟子に当るイブン・カスィール Ibn Kathir（1173年没）によれば、男はある時は自ら「天地の創造者」‘Alī b. Abī Ṭālib であると称え、ある時は「諸国の所有者」Muḥammad b. ‘Abd Allāh であると称したと<sup>(8)</sup>。最初に引用したヌワイリーの記事には、反乱者たちは「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはない」と唱したことが記されていた。初代イマームのア

リーと預言者ムハンマドをどのように位置づけるかは、スサイリー教徒の信仰内容とも密接に関連する。問題はかなり複雑となるので、これについては後にくわしく検討することにしよう。

反乱に参加した人数についても、エジプト側の史料とシリア側の史料では異なっている。スマイリーやマクリーズイーが五〇〇〇人とするのに対し、ザハビー、ウマリー、アブー・アルフィイダーは共に二〇〇〇名と伝え、またヤマン出身の歴史家ヤーフィイー al-Yāfi‘(一三六七年没)も二〇〇〇名としている。<sup>(11)</sup> ヤーフィイーは反乱終結後にシリアを旅行しているので、おそらくこの時に関係史料を入手したものと思われる。二系統の史料のうち、どちらがより正確であるかを断定するにはできないが、ノルではとりあえず反乱の現場近くにいたシリアの歴史家に従つて、参加者の数は約三〇〇〇名であったと考えておこう」とにしよう。

ムハンマド・アルマフディーの行動について、スマイリーは次のように述べている。

彼は赤い旗と畳のよつに燃える大きなろうそくを掲げた。これを持つて立たのは、Ibrāhim b. Adhamを自称する髭のない若者であった。彼の兄弟は al-Miqdād b. al-Aṣwad al-Kindī 父は Salmān al-Fārsī また他の一人は Jibril の名で呼ばれた。ムハンマドは若者に對し、「創造者 (al-bārī) であるアリー・アヌ・アビー・ターリク のところへ行つて、かくかくしかじかのことをたずねよ」と命じた。その結果にあつて、彼はこの月の二二日、金曜礼拝後のジャバラの町を襲撃した。<sup>(12)</sup>

al-Miqdād はバドルの戦 (六一四年) に参加したムハーヒルーンの一人であり、Salmān はハーダクの戦 (六一七年) で塹壕の戦術をムハンマドに教えたペルシア人としてよく知られている。また、若者が自称した Ibrāhim b.

Adhamは、伝説によれば、バルフで王侯（スルターン）の生活を続けるうちに、これを戒める神の声を聞いて放浪の旅に出、ニーシャーピール、バスマ、クーフア、エルサレム、アンティオキアなどで瞑想と礼拝の時を過ごした後、一六一（七七七八）年に地中海岸のジャバラでその生涯を終えたとされている。<sup>(14)</sup> 後世の人々はイブラーヒームを初期イスラム時代の傑出したスーアイーとしてその遺徳をしのび、やがてその墓所はイスラム世界でもとりわけ名高い参詣所（mazār）とみなされるようになつた。<sup>(15)</sup> したがつて反乱軍のなかにイブラーヒームを名乗る若者が加わっていたことは、民衆に人気のあるムスリムの聖者をヌサイリー教徒の側にとり込もうとする行為であつたろうと思われる。

反乱軍によるジャバラの町の攻撃は三方から行なわれた。第一隊は東方から町に接近したが、ジャバラ駐屯軍による反撃を受け、一二四名の死者を出して敗退した。しかし西側、つまり海側から攻撃した第二軍と北側から接近した第三軍は町中への侵入に成功し、ムスリムの財産（amwāl）を奪うと共に、女・子供を捕虜とし、シャイフたちを殺害した。彼らは、ふたたび「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはなく、またサルマーン以外に〔真理に至る〕門（bab）はない」と叫んだという。<sup>(16)</sup> イブン・カスィールによれば、ジャバラ攻撃に先立つて、マフディーは各分隊<sup>(17)</sup>とに千人隊長（taqaddum alf）を任命した。これが事実であるとすれば、前述の三軍はそれぞれ千人隊長によつて率いられていたことになる。しかしいブン・バットウータ Ibn Battūta（一一六八九あるいは七年没）が、「ジャバラ攻撃に際し、マフディーは部下に対して剣のかわりにミルト（as）の棒を一本持つように命じた。そして戦になれば、それは彼らの手の中できつと剣に変わるであろうと確約した」と述べて

いるところをみると、<sup>(18)</sup> 反乱軍の装備はかなり粗末なものであつたらしい。なお、この戦いで獲得した略奪品は参加者の間で分割された。<sup>(19)</sup> これが行なわれたのは Busaysiyā 村においてであつたが、この村はジャバラの町の東隣りにある現在の Busaysin 村のことではなかつたかと思われる。町までの距離は約三キロメートル、戦利品を分配するには恰好の位置関係にあつたといえよう。

イブン・カスィールの *Bidaya* には、町を略奪する以外に、反乱軍は次のようないくつかの具体的な要求を持つていた」と記されている。

彼（マフディー）は彼らにいった。「ムスリムには、もはや名譽 (*dhikr*) も国家 (*dawla*) も残っていない。それ故、たとえ私の手下に一〇人〔の仲間〕しか残つていないとしても、われわれはこの地方 (*bilād*) のすべてを支配すべきである。」そして彼はこの地方でのムカーサマ (*muqāsama*) はウシユル（十分の一）であることを宣し、一味の者にモスク (*masjid*) を破壊して、それらを酒屋 (*khammārāt*) に変えるように指示した。<sup>(20)</sup>

ヤーフィイーも述べるようにヌサイリーの反徒たちは、「エジプトの王ナースィルはすでに死んだ」と公言して、マムルーク朝国家の権威をあからさまに否定していた。ムカーサマとは、農産物への課税の際に用いられる産額比率制のことであり、当時のシリアでは、土地の情況に応じて収穫物の六分の一から二分の一を徴収するのが慣例となっていた。<sup>(21)</sup> 反乱軍はこれを一率に十分の一とする「」ことを宣言したのである。イブン・バットゥータによれば、「マフディーは彼ら（ヌサイリー教徒）に諸地方の領有を約束し、シリア地方 *Bilād al-Shām* を彼らの間で分割した。すなわち、各地方を一人一人に割り当て、そこに出向いて行くように命じた。」<sup>(22)</sup> しかし当時のシ

リアは、エジプトの場合と同様に、その大半がアミールや騎士たちのイクター(*iqtā'*)として分与されていた。事実、マフディーの命令を実行した一人のヌサイリー教徒は、証書となるはずのオリーヴの葉を提示したといふ、土地のアミールによつて一笑に付され、殴打の後に投獄されたと伝えられる。<sup>(28)</sup>

反乱軍がヌサイリーの教義を公にしてマムルーク体制を否定し、ジャバラの町を襲撃したとの報は、まず北方に隣接するラタキアの港町にもたらされた。町のアミール・バハーム Bahādr 'Abd Allāh<sup>(27)</sup>は、ただちに軍を発し、その司令官にアミール・バシル・アッディーへ Badr al-Dīn al-Tājī を任命した。バシル・アッディーンはその日のうちにジャバラに到着し、町を封鎖して反徒の再侵入を防ぐ措置をとつた。<sup>(28)</sup>この間に、ラタキアからトリポリ総督のアミール・キルターベ Shihāb al-Dīn Qirtāy へ向けて伝書鳩が放たれ、ヌサイリー教徒による反乱の報が伝へられた。<sup>(29)</sup> キルターベは、Badr al-Dīn Bayrik al-Uthmāni Sharaf al-Dīn 'Isā al-Bartāy' 'Alā' al-Dīn 'Alī al-Turkmāni の三名のアミールに 1000 騎を率いて鎮圧に向わせ、彼らは一時間の戦闘で扇動者以下六〇〇名の反徒を殺害した。残りの者はそれぞれの村に逃げ帰り、むと通りの農耕生活に戻つたと云う。反乱の開始からマフディーの死に至るまでの期間は、わずかに五日であつた。<sup>(30)</sup>

しかしイブン・バットゥータによると、逃亡した反徒は山中にたどり着き、鎮圧軍のアミールに対し、命を保障してくれる」とを条件に、一人につき一千ディナールの支払いを申し出た。これに対しスルターン・ナースィル(在位一二九三～九四、一二九九～一二〇九、一二一〇～一一年)はあくまでも反徒の殺害を主張したが、耕作者であるヌサイリー教徒を殺せば、ムスリムの経済力が損われるとの諫めを受けて、ようやくこれを了承したと伝え

られる<sup>(31)</sup>。

## 二 反乱の原因

ヌサイリー教徒の反乱について、その原因を明確に指摘した同時代史料は存在しない。例えば *Dawal al-Islām* には、次のように記されている。

この（七一七）年、「シリアの」海岸地帯で売春 (*fājhish*)、賭事 (*qimār*)、酒 (*khunūr*) が廃棄され、これについての命令が強化されると、スルターンのための祈り (*du'a*) が増大した。そしてヌサイリー教徒に一人の男があらわれ、救世主（マフディー）であると主張した。<sup>(32)</sup>

これによれば、売春や賭事、あるいは酒の廃止は反乱の勃発と何らかの係りがあるようと思われるが、具体的な因果関係は不明である。同じシリア系統のイブン・アルワルディー Ibn al-Wardi（一三四八年没）は、

この年、海岸地帯で酒と売春がとり止めとなり、多くの雜税 (*mulkis*) が廃止された。ムスリムたちは「これを喜び、スルターンのための祈りを行なつた。

この年、スルターンはヌサイリー教徒の地方で各村 (*qaryā*) とにモスクを建て、教義の伝授 (*khitāb*) を禁止すべき」とを命じた（中略）。

この年、ヌサイリー教徒の一団が「スルターンへの」服従から離れ、一人の男をたてて彼はマフディーであると主張した。<sup>(33)</sup>

と、ややニアンスの異なつた叙述の仕方をしてゐる。いは二つの事柄が並列して書かれているが、これらは互いに内的な関連があるものとして理解すべきではないのだろうか。

七一七(一一一七)年は、マムルーク朝政府によつてトリポリ地方の検地(*rawk*)が実施された年に当つてゐる。スルターン・ナースィルはアレッポの軍事長官(*Nazir Halab*)であるヤークーブ Sharaf al-Dīn Ya'qūb を検地の責任者に起用し、トリポリとその周辺の諸地域(ジャバラを含む)、城塞、および国境地帯の調査を実施した。作成された検地文書は首都カイロへ送られ、これにもとづいてスルターン領を定め、イクターの再分配を行なつて同年ラマダーン月(一一一七年十一月)に検地は終了した。<sup>(35)</sup>この時、検地の慣例にしたがつて鶏税(*rusūm al-afrāḥ*)や牢獄税(*rusūm al-sujīn*)をはじめとする年額一一万デイルハムにのぼる雑税が廃止されたのである。<sup>(34)</sup>

イブン・アルワルディーの述べる「雑税の廃止」が、この検地に伴う雑税の廃止を意味していることは疑いなし。スマイリーの *Nihāya al-Arab* とカルカンシャンディー *al-Qalqashandi* (一四一八年没) の *Subḥ al-Askr* には、これらの雑税廃止を命ぜた一一一七年シャツワール月七日(一一一七年十二月十一日)付の布告が、そのままの形で収録されている。ただ、*Subḥ* には校訂ミスと思われる点が幾つかあるので、いは *Nihāya* の写本を基本にしてこの文書を検討してみるにしたが。それによれば、この時廃止が命ぜられたのは、以下の九種の雑税である。

鶏税 (*jīnāt al-afrāḥ*)

七万デイルハム

牢獄税 (*sujīn*)

一万デイルハム

政府の砂糖きび税 (sajn al-aqṣāb)	.....   〇〇〇〇デイルハム
アミールの砂糖きび税 (aqṣāb līl-umarā')	.....   〇〇〇〇デイルハム
地方總督税 ('ifāya al-niyāba) <sup>(35)</sup>	..... 一万デイルハム
官厅税 (ḥaqq al-diwan)	.....   〇〇〇〇デイルハム
脱穀場税 (hiba al-bayādir) <sup>(37)</sup>	..... 〇〇〇〇デイルハム
収穫税 (dāmān al-mustaghall) <sup>(38)</sup>	.....四〇〇〇デイルハム
乾草・塩・歛待税 (ḥashish, milh, ḍivā'a)	.....六〇〇〇デイルハム
」の布告について、」」で特に注目しなければならないのは、「」の雑税廃止の規定に続いて、ヌサイリー教徒にかんする一つの命令が記されてくる」とである。第一はモスクの建設問題であり、第二はヌサイリー教徒の伝統的な教義に係る問題である。まず第一の命令を訳出してみると、」としよべ。	
ヌサイリー教徒についていえば、彼らには各村にモスク(masjid)を建てさせ、村の土地の一部をその「管理・維持に」当てるようになつてせよ。また、そこに一人の管理人をおき、彼をトリポリ地方と諸城塞の総督代理としてモスクの管理に当らせよ。神がその恵みを二倍にされん」とを。信頼のおける人物が土地の分割、境界の設定、およびモスクのイマームたちへの引き渡しを行なうこととする。土地の分割はイクター保有者(muqta')および村落民双方の土地について実施され、これには文書を作成して官厅(diwan)に保管し、ムクターたちが異議を申しはる余地がないようになすべきである。そしてムクターと前記の村落民には、命令通り布告が	

伝達されなければならない。<sup>(40)</sup>

ヌサイリー教徒は、一日五回の礼拝をムハンマド、ファーティマ、ハサン、フサイン、ムフスインの名で呼ぶが、モスクでの礼拝(salāt)は必ずしも重視しない慣行を保ってきた。<sup>(41)</sup> しかしじスナン派のマムルーク体制を固めようとする政府は、この検地を機にヌサイリー教徒に対する規制を強化し、各村にモスクを建設するよう命令したのである。ムクターと村落民に提供が義務づけられた土地は、その収入によってモスクの建設費および管理・維持費をまかなうことの目的とするものであつたことは疑いない。

ところで、イブン・バツトゥータによれば、これ以前にも、マムルーク朝のスルターン・バイバルスは、ヌサイリー教徒にモスクの建設を求め、これを実行に移させた。すなわち、

al-Malik al-Zahir [Baybars] は、ヌサイリー教徒に対し各村(qarya)にモスク(masjid)を建設するよう命じた。そこで彼らは、各村のモスクを人家から遠く離れたところに建てた。しかし彼らはそこに出入りしたり、補修したりする」とをせざ、もへばら家畜(mawâshî)や駄獣(dawâbb)のすみかとして用いていた。よそ者(gharîb)がやって来たときなどはよくモスクに泊つたが、彼が礼拝のためにアザーンを唱えると、村人たち、「すぐ飼葉をやるから、鳴き声をあげるもんじゃない」とだしなめたと云ふことである。<sup>(42)</sup>

一二六〇年に即位したバイバルスは、翌年、アッバース朝カリフの後裔をカイロに擁立してスルターン権力の正当化をはかると共に、四正統法学派の公認やエジプト・シリアを結ぶ駅伝(bârid)網の整備によって国内体制の強化に努めた。しかしシリアやレバノンの山岳地帯にはイスマーイール派、ヌサイリー教徒、ドルーズ派、マ

ロン派キリスト教徒などの居住地域が点在し、モンゴル軍や十字軍の脅威に対抗するためには、これらの少数派を体制内に帰属させることが必要であった。<sup>(43)</sup> ヌサイリー教徒に対するモスクの建設命令は、このような少数派対策の一環として実施されたものとみることができよう。しかし結果は、イブン・バツトウータの記事にあるように、政府にとって必ずしも満足すべきものではなかった。ヌサイリー教徒は、表向きはモスクの建設命令に従つたものの、実質的には彼らの生活習慣を変えようとはしなかったからである。前述したスルターン・ナースィルによる二度目のモスク建設命令は、これを管理・維持するための土地を設定したという点で、より徹底した、しかもきめの細かい政策であつたとみなすことができる。

このことは、布告に収められた第二の命令文のなかに、さらに明瞭な形で示されている。次にこれを訳出してみると

同じくわれわれはヌサイリー教徒にヒタープ (*khitāb*) の禁止を命ずる。この命令 (*marsūm*) の後では、いかなるヒタープであれ、これを行なうことはできない。彼らのうちの有力者 (*akābir*) や村のシャイフたち (*mashayikh*) から証言 (*shahāda*) をとつて、一人たりともヒタープを復活することがないようにすべきである。これをあえて行なつた者は、もつとも厳しい処罰を受けることになるであろう。<sup>(44)</sup>

「」で禁止されたヌサイリー教徒のヒタープ (*khitāb*) とは、いったいどのようなものだったのであろうか。文字通りには、ヒタープは「講話」や「手紙」を意味するアラビア語である。しかしここに訳出した命令文からも推測されるように、ヌサイリー教徒の間では、ヒタープはもつと独特的の意味に使われていたようと思われる。マ

クリーディーは、その年代記のなかで、ヌサイリー教徒のヒターブを次のように説明している。

若者 (*ṣabiy*) が成人 (*ḥulūm*)<sup>(45)</sup> に達すると、彼のために宴の集会 (*walīma*) が催される。人々が集まり、飲食が終ると、彼らは四〇回にわたって若者に宗派 (*madhhāb*) の秘密を守る」とを誓わせる。次いで人々は彼に宗派の知識を与えるが、それは以下のようなものである。神性 (*ilāhiyya*) はアリー・ズヌ・アビー・ターリブにあること、酒 (*khamr*) は許されてること、靈魂の転生 (*tanāsukh al-arwāḥ*) は真理であること、世界は永遠 (*qadim*) であり、死後の復活 (*ba'th*) は虚偽であって、天国と地獄は否定されるべきこと、礼拝 (*ṣalāt*) は *Isma'il' Hasan' Husayn' Muhsin' Fātima* の五回であり、死体の洗浄 (*ghusl*) は行なわないことなどである。ただ、以上の丘城の記述は、洗浄や沐浴の事を除いても十分である。また、断食 (*ṣawm*) は、彼らが書物のなかで記す三〇人の男性と二〇人の女性を意味している。彼らの神アリー・ズヌ・アビー・ターリブは、天地の創造者にして、「万物の」主 (*rabb*) であり、ムハンマドは「神の榮光を隠す」ヴュール (*ḥijab*)<sup>(46)</sup> であり、そしてサルマーンは「真理に至る」門 (*bāb*)<sup>(47)</sup> である。

ヌサイリーによれば、ヒターブの集会に参加する「人々」とは、布告文で「証言をとる」とされていた信徒の有力者 (*akābir*) や村の長老たち (*mashārikh*) のことであった。<sup>(48)</sup> マクリーディーはスンナ派ウラマーの一人であり、シーア派的な要素の強いヌサイリーの秘儀をどうまで正確に理解していたかは疑問である。しかし、少なくともこの記事による限り、ヒターブはヌサイリー教徒の「入信式」あるいは「教義の伝授」を意味していたことになる。<sup>(49)</sup> その教義はイスマーハール派や土着キリスト教の影響を受けてかなり特異なものであるが、それらはヒ

ターブを通じて秘かに伝えられる慣行となっていたのである。それ故、ヒターブはヌサイリー教徒による信仰生活の核心をなすものであり、これを禁止することは彼らの教義にかかる伝統を根本から否定することに他ならなかつた。ジャバラの山中に反乱が起つたのは、この布告が発布されてからおよそ二ヶ月後のことである。その直接の原因は、モスクの建設命令に加えて、このようなヒターブの禁止措置を強行したマムルーク朝政府のヌサイリー教徒対策にあつたものと考えられる。

### 三 反乱の意味—むすびにかえて—

前述したように、ヌサイリー教徒の反乱は、トリポリ総督による軍隊の派遣と主謀者の殺害によって、ごく短期間のうちに終結した。したがつて、この反乱自体はマムルーク体制をいささかも揺がすものではなかつたし、ジャバラを中心とするシリア海岸地帯の歴史に大きな影響を及ぼしたものではなかつたし、しかし少数派のヌサイリー教徒とマムルーク朝国家との関係を明らかにするうえで、この反乱はいくつかの重要な意味を持つてゐる。

反乱の指導者ムハンマド・ブヌ・アルハサン・アルマフディーは、反乱の同調者に飲酒と札拝の放棄とを許し、「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはない」ことを表明した。これは、検地に伴う布告によつて禁止されたヒターブの内容とほぼ一致してゐる。また、イブン・カスィールによれば、ムハンマド・アルマフディーは「ムスリムたちを不信仰者(*kāfir*)であると非難し、真理(*īraq*)はヌサイリー教徒の側にある」と宣言した。<sup>(50)</sup>さらに前述のごとく、彼は反徒たちに対し、「たとえ一〇名〔の仲間〕だけしか残つていないとしても、われわれ

は「この地方（ビラード）のすべてを支配すべきである」と説いたと伝えられる。これらは、明らかにマムルーク朝国家の権威を公に否定する言動であったといえよう。イブン・バットウータも、「マフディーは彼ら（ヌサイリー教徒）に諸地方（al-bilād）の領有を約束し、シリア地方 Bilād al-Shām を彼らの間で分割した」と述べている。<sup>(51)</sup> ここで「諸地方（ビラード）」というのはもちろんガザからアレッポに至るシリア全域のことではなく、ジャバラの町から山岳地帯へかけての地域がばくぜんと「ヌサイリーの地方」として意識されていたのであろう。

しかし反徒によるこの地域の分割や税率の引き下げが、実際には不可能であつたことはすでに述べた通りである。検地後のイクターの再分配を経て、ムクター（イクター保有者）によるシリアの地方支配は安定していた。このことは、ラタキアやトリポリのアミールたちが、反乱軍に対し迅速で、しかも的確な対応をしたことにもよく示されている。一方、ムハンマド・アルマフディーが、綿密な計画にもとづいてこの反乱を組織した形跡は見当らない。ヌサイリー教徒の信仰生活を規制しようとする政府の方針に反発し、これに心情的な抗議の声をあげたというものが実情であつたろうと思われる。

マムルーク朝政府は、一二七三年までにはマスヤーフ Masyāf ムナイカ al-Munayqa、カドムース al-Qadmūs などの城塞によるイスマーイール派の勢力を屈服させ、彼らを対十字軍の作戦に味方として利用することを可能とした。<sup>(52)</sup> また、一二九一年には十字軍をシリアの海岸地帯から追放し、さらに全国的な検地（ラウク）の施行（一三一三～一五年）によって、スルターンを頂点とするマムルーク体制を確立した。もつともマムルーク朝はスンナ派のイスラム国家であったが、歴代のスルターンがヌサイリー教徒やイスマーイール派の信徒を彼らの信条を理

由にして弾圧することはほとんどなかつたといつてよい。しかしがサイリー教徒についていえば、ウラマーの間には彼らに対する根強い偏見が残つていた。ジャバラに反乱が発生した時、トリポリ総督のキルターライは、「ヌサイリー教徒と戦つてその戦士たちを殺すべきか否か」について、イブン・タイミーヤ Ibn Taymiya (1263-1328年没) にファトワ (法的意見) を求めた。幸いなことに、その時の答(53)えが『イブン・タイミーヤのファトワ集』のなかに収録されている。その一部を訳出しあみよう。

神に讃えあれ。ヌサイリー教徒 al-Nuṣayriya が拒否する限り、彼らと戦つてイスラムの法に服せらるべきである。なぜなら、ヌサイリー教徒は、この詐欺師 (dajjal) に従つた者たちを除いても、その大半が不信仰の徒 (kāfir) だからである。詐欺師への追従者についていえば、彼らはもともと邪悪な背教者 (murtaddūn) である。したがつて、あなた (キルターライ) は彼らの戦士 (muqātila) を殺害し、財産 (amwāl) を奪つてもよろしい。しかし子供 (dhurrīya) を捕虜とするにはついては、「法学者の間で」論争がある。

イブン・タイミーヤは、厳格な法解釈をとるハンバル派の法学者で、民間に流行していたスーアーフィーの神秘主義思想に鋭い批判を加え、外敵のモンゴル軍に対しても、激しい聖戦 (ジハーダ) 論を唱えた思想家として知られる。ヌサイリー教徒についても、いじで引用したファトワに示されているように、彼らを不信仰者 (カーフィル)、背教者 (ムルタッド) として厳しく非難する。さらに別のファトワでは、「ヌサイリー教徒はユダヤ教徒やキリスト教徒よりもさらに不信仰な者たちである」と述べ(54)、また「ヌサイリー教徒と戦う者は、十字軍 al-Ifranj の侵攻に備えて海岸地帯に駐屯する戦士 (murābiṭ) に匹敵する」とも記している。<sup>(55)</sup>このような考え方は、他のウラマーに

も少なからぬ影響を及ぼした。例えはハイム・タイツィーヤの共鳴者であつたイブン・カスイールは、殺害された反乱の指導者について、「外道に迷ひた」の男は、復活の日には、立ち早く地獄の業火に苦しむことにならう」と述べている。<sup>(5)</sup> スルターン・ナースィルは、いのよくなウハマーの「世論」を背景にしてスサイリー教徒の信仰生活に規制を加え、彼らをスンナ派体制のなかに組み込もうとしたのであらうと思ふ。しかし反乱の鎮圧後、いのよくな政府の命令がどの程度まで実行され、その結果として、スサイリー教徒の生活習慣にどのような変化が生じたのかと云々点について、後代の史料には何處記載されてゐない。

\* 本稿は、一九八七年十一月に行なわれた東方学会・第三十七回全国会員総会での発表原稿に加筆・訂正を施したものである。

## 註

- (1) 一九七〇年現在、アラブワイヤー(スサイリー)教徒は、  
ベリヤに六八万、トルコに一八万五〇〇〇、レバノン  
九〇〇〇人が居住している。Gubser,  
Minorities in Power: The Alawites of Syria, R. D.  
McLaurin ed., *The Political Role of Minority Groups  
in the Middle East*, New York, 1979, pp. 17-18)。†  
ベニ教徒の歴史や宗敎等については R. Dussaud, *Histoire et religion des Nasairis*, Paris, 1900; *Encyclopaedia of Islam* (以下 E.I. と略記), 1st ed., s.v.

NUŞAIRİ や參照。

※ キヤニー教徒の反乱

佐藤

- (3) A. M. Jamāl al-Dīn, *Al-Nuwayrī wa-Kitābih Ni-hāya al-Arab*, al-Qāhira, 1984, pp. 64-70.
- (4) *Nuwayrī*, XXX, fol. 113-114.
- (5) *Sulāk*, II, 174-175, cf. Dussaud, *Histoire et religion des Nasairis*, pp. 24-25.
- (6) *Abū al-Fidā'*, IV, 83.
- (7) *Abū al-Fidā'*, IV, 83. *Balātunus* は *Balātunush* と  
書かれて、小タキア東方の正規の廟圓の城壁である。  
この名称を冠した城がダッカーへ遷る *Jabala* b.  
al-Ayham は、アラビア語で「ヤハム」の意。  
△ 『聖地誌』(Yāqūt, I, 478; *Dīmasqī*, 208; Le Strange, *Palestine under the Moslems*, London, 1890; repr. Beirut, p. 416)。
- (8) *Duwal al-Kālām*, 410.
- (9) *Masālik*, fol. 199<sup>v</sup>.
- (10) *Ibn Kathīr*, XIV, 83. ムハンマド・アッバースの  
反乱の指導者、Muhammad b. al-Hasan  
al-'Askari が死んだ後、(Abū al-Fidā' IV, 83)  
al-'Askari が死んで後継者として  
al-Mahdi が繼承する。  
△ 『聖地誌』(Yāqūt, I, 478; *Dīmasqī*, 208; Le Strange, *Palestine under the Moslems*, London, 1890; repr. Beirut, p. 416)。
- (11) *Nuwayrī*, XXX, fol. 114; *Sulāk*, II, 174; *Duwal al-Islām*, 410; *Masālik*, fol. 199<sup>v</sup>; *Abū al-Fidā'*, IV, 83;
- (12) *Nuwayrī*, XXX, fol. 114. ハヤウト攻撃の由ば  
り、アッバース朝の正統派の反対派がアッバース朝の  
金羅田やお (Abū al-Fidā', IV, 84)、アッバース  
朝の正統派の反対派 (Sulāk, II, 174)。110の正統派  
の金羅田に当たる。金羅田は当たる。110  
の正統派の金羅田に當たる。正統派の金羅田に當たる。  
△ 『聖地誌』(Yāqūt, I, 478; *Dīmasqī*, 208; Le Strange, *Palestine under the Moslems*, London, 1890; repr. Beirut, p. 416)。
- (13) al-Miqdād b. al-Aswad は al-Miqdād b. 'Amr と  
書かれて、Tabarī, I, 1300; M. Watt, *Muhammad at Medina*, Oxford, 1956, pp. 3, 111.
- (14) *Hikāya al-Awliyā*, VIII, 367-IX, 58; *Sulāmī*, 27-38;  
*Kawāthīk*, 82-83, 117; *Abū al-Fidā'*, II, 9; E.I<sup>n</sup>, s.v.  
IBRĀHĪM b. ADHAM; R. A. Nicholson, Ibrahim b.  
Adham, *Zeitschrift für Assyriologie*, Bd. 26 (1912), SS.  
215-220; G. Saadé, Un grand saint musulman-Ibrahim  
fils d'Adham, *Levant*, vol. 15 (1968), pp. 25-44; M.  
Ghalawani, Ibrahim b. Adham, *al-Turāth al-'Arabi*,  
1984, pp. 177-185; SATO, *The Syrian Coastal Town of  
Jabala*, pp. 39-40.
- (15) *Ishārāt*, 23; *A'laq-Dimashqī*, 59; *Ibn al-Shihna*, 101;  
*Rijla Ibn Baṭṭāta*, I, 173.

- (16) *Nuwayri*, XXX, fol. 114.
- (17) *Ibn Kathir*, XIV, 83.
- (18) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.
- (19) *Ibn Kathir*, XIV, 83. *Nihāya* によると「反乱の扇動者は、船で乗って戦闘しなれば死難は必敗なる。ゆえに、船の棒や敵を打てば、敵は馬もわしも弓も箭も船へあがへと述べた」である記事がある (*Nuwayri*, XXX, fol. 114).
- (20) *Nuwayri*, XXX, fol. 114.
- (21) SATO, *The Syrian Coastal Town of Jabata*, pp. 30 -32.
- (22) *Ibn Kathir*, XIV, 83.
- (23) *Yāfi'i*, IV, 257. イフアビダ、「アーヴィーは必ずやハリムに主張した。『人々（マムラム）は無信者であり、アサヒーラーの宗教（ハジラ）が真理性ある。ハジラはハリムのハリムである』」
- (24) Cl. Cahen, Aperçu sur les impôts du sol en Syrie au moyen âge, *JESHO*, vol. 18, p. 238.
- (25) *Rihla Ibn Battuta*, I, 177.
- (26) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.
- (27) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.
- (28) *Nuwayri*, XXX, fol. 114. 反乱は安らかにタキト側

メサイア教徒の反乱 佐藤

- に反対していなかった。シリア系統の史料には記載がない。  
*Nuwayri* と *Ibn Battuta* がアッタキト軍の派遣を伝へる。
- (29) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178. 駅伝（ベリーム）の手段として、煙幕の場合は、ハクダや馬が用いられたが、危急の場合には、伝書鳩が用いられた。イアン・バットウータの記述は、この伝書鳩を実際に利用した具体例として興味深く。なお、マムルーク朝時代のベリームについては、次の文献を参照。J. Sauvaget, *Le poste aux chevaux dans l'empire des Mamelouks*, Paris, 1941; S. F. Sadique, Development of al-Barid or Mail-post during the reign of Baybars I of Egypt (1260-1276 A.D.), *JAS*, vol. 14, 1969, pp. 167-183; A. A. Khawatir, *Baibars The First*, London, 1978, pp. 42-43。佐藤次高『中東ペルシャの民族とトルコ族－イラン－』（中華書局、一九八六年、一八八一-一八九頁）。
- (30) *Nuwayri*, XXX, fol. 114. cf. *Suluk*, II, 175. イブ・アヒメドは反対側の死者を「一万四千人」とするが (*Rihla*, I, 179)、反乱者の数は全体でも二〇〇〇〇名ある（これは中〇〇〇名であつたから、）の数には誇張があるのみなむ。
- (31) *Rihla Ibn Battuta*, I, 179.

- (32) *Duval al-Islām*, 410. cf. *Masālik*, fol. 199r-v.
- (33) *Ta'rikh Ibn al-Wardi*, II, 380.
- (34) ハマーニの検地に「*サブヒ*」へば、佐藤「壬申ハハム国家ハトハト社会」  
「ハム国家ハトハト社会」1110-1111頁を参照。
- (35) *Nuwayri*, XXX, fol. 106-108; *Subh*, XIII, 30-35.
- (36) *Nuwayri* は「*Subh*」による布告の内容を検証  
してゐる (Some Remarks, pp. 195-199)。ハムなかで彼  
は、雜税の廃止は民衆のための徴収権を持つたアーネル  
たちの勢力削減を意図したものであると述べてゐるが、  
検地に伴う雜税の廃止は民衆のための一種の「德政」と  
考へらるであつた。
- (37) *Nuwayri* は「*Ifāya al-niyāba*」あるが、*Subh* は  
は「*Ifāya al-Shām*」である。
- (38) *Nuwayri* は「*hiba al-bayādir*」あるが、*Subh* は  
は「*hiba al-shādd*」(齟齬税) と記載される。
- (39) *Subh* は「*dāmān al-mash'āl*」(ハハム税) あるが、  
ハハムは *Nuwayri* の記述に従つた。
- (40) ディヤーハト (diyāfa) とは、役人やトマールが村を  
訪れた時に農民たちが提出する歓待用の貢物を意味す  
る。この検地を機に、乾草、塩、ディヤーハトは雜税の  
枠から外され、新たにイクタ保有者の収入として指定  
された (*Nuwayri*, XXX, fol. 108; *Subh*, XIII, 34)。
- (41) *Rihla Ibn Battūta*, I, 176; Dussaud, *Histoire et  
Religion des Mosquīs*, p. 68; E.I. s.v. NUSAIRI;
- (42) *Rihla Ibn Battūta*, I, 177. たゞレーベル・ムハマド  
は、ナーベル検地に伴ハヤベクの建設問題に「  
レバーナムニ通じて」など。
- (43) Khawāitār, *Baibars The First*, pp. 118-120; R.  
Irwin, *The Middle East in the middle ages—The early  
Mamluk Sultanate 1250-1382*, London, 1986, pp. 49-  
50; P. Thorau, *Sultan Baibars I von Ägypten*, Wies-  
baden, 1987, SS. 224-226. 佐藤「壬申ハハム国家ハト  
ハム社会」1110-1111頁。
- (44) *Nuwayri*, XXX, fol. 108; *Subh*, XIII, 35.
- (45) ハマーナイー al-Shāfi'i (ハマーナイー) は、ムスリ  
ムとしての義務が生じる成人 (ḥulūm) は、男女とも十五  
歳、あるいは生殖能力が備わった時と規定して置く  
(*Kitāb al-Umm*, II, 110-111)。
- (46) 一般にムスリム教徒の回向の社拜は、Muham-

- mad' Ḥasan' Ḥusayn' Muhsin' Fāṭīma ～皆されどが  
(E.I., s.v. NUSAIRI)’ *Sulāk* ～は Muḥammad のかね  
り、Ismā'il の名が入り、全体の順序も異なっている。  
(47) *Sulāk*, II, 178.
- (48) *Nuwārī*, XXX, fol. 105. マディーナに在る、集  
部を闢こし、拵ねてしてさるの代理人は、一頭の牛  
アルビの井を醴つて出席者に酒をくむのが習慣であ  
るだ。
- (49) Dussaud ザルカターナー入門 (initiation) ～  
～～～～ (Histoire et religion des Nosairis, p. 117)°
- (50) *Ibn Kathir*, XIV, 83.
- (51) *Rijla Ibn Battūta*, I, 177.
- (52) Khawāitir, *Baibars The First*, pp. 118-126; Thor-  
au, *Sultan Baibars I*, SS. 243-246. ～～～～～～～～～～～～～  
記載はスルターン・バイバルスによつて遂行されたが、  
これはあくまでも戰路上の必要にあつてゐるではな  
い、イスラーム派信徒の弾圧を意図するものであつ  
た (Khawāitir, *Baibars The First*, p. 120)°
- (53) *Majmū' Fatāwī Ibn Taymiyya*, XXVIII, 553-555. マ  
サイリー教徒の鎮压にかゝるべく、カイロ大  
学ドック、タベッターカ研究所の田舎長は教長として  
いた。かくしたてた。かくしてトーマス M. St. Guyard, Le
- fetwa d'Ibn Taimiyah sur les Nosairis, *Journal  
Asiatique*, 1871 ～なかには取録めれてゐる。
- (54) ハガル問題について云々、スルターン・ナーベル  
は既に死んでいたイラン・タベッターカの書簡が残つてゐる。Risāla  
*īlā al-Sūlān al-Malik al-Neṣir fi Shāh al-Tātār*, Salāḥ  
al-Dīn al-Munajjid ed., Bayrūt, 1976.
- (55) *Nuwārī*, XXX, fol. 108.
- (56) Guvard, Le fetwa d'Ibn Taimiyah, p. 166.
- (57) *Ibn Kathir*, XIV, 84.

### 脚註

*Abū al-Fidā'*

'Imād al-Dīn Ismā'il Abū al-Fidā' (d. 732/1331), al-  
*Mukhaṣṣar fī Akhbār al-Bashar*, 4 vols., al-Qāhirah,  
1325H.

*A'īq Dimashqī*

Abū 'Abd Allāh Muḥammad Ibn Shaddād (d. 684/  
1285), *al-A'īq al-Kutubī fī Dhikr Umarā' al-Shām  
wal-Jazīrah*: Dimashq, S. al-Dahhān ed., Damas, 1956.

*Dimashqī*

Shams al-Dīn Abū 'Abd Allāh Muḥammad al-  
Dimashqī (d. 727/1327), *Kitāb Nukhba al-Dahr* fī

*'Ajā'-ib al-Barr wal-Bahr*, A. Mehren ed., Leipzig, 1923.

*Duwal al-Islām*

Abū 'Abd Allāh al-Dhababī (d. 748/1348), *Kitāb Duwal al-Islām*, 2 vols., Hyderabad, 1337H.

*Hijya al-Awīzī'*

Abū Nā'im Ahmad al-İṣfahānī (d. 430/1038), *Hijya al-Awīzī'* wa-Tabaqāt al-Asfaw', 10 vols., al-Qāhira, 1932-1938.

*Ibn Kathir*

Ismā'il Ibn Kathir al-Qurashi (d. 774/1373), *al-Bidāya wal-Niḥāya*, 14 vols., Bayrūt, 1966.

*Ibn al-Shihna*

Muhammad Ibn al-Shihna al-Ḥalabī (d. 814/1411), *al-Durr al-Muntakhab fī Tarikh Mamlaka Ḥalab*, Dimashq, 1984.

*Ishāvāt*

Abū al-Ḥasan 'Alī al-Harawī (d. 611/1214), *Kiāz al-Ishāvāt iā Ma'rifāt al-Ziyārāt*, S. Thomine ed., Dima- shq, 1953.

*Kawākib*

Aḥmad Ibn Qāḍī Shuhba al-Dimashqi (d. 851/1448), *Subḥ*

*al-Kawākib al-Durrāya fī al-Sīra al-Niṣāya*, M. Zāyid ed., Bayrūt, 1971.

*Kitāb al-Umm*

Abū 'Abd Allāh Muḥammad al-Shāfi'i (d. 204/820), *Kitāb al-Umm*, 8 vols., M. Z. al-Najār ed., al-Qāhira, 1961.

*Majmū' Faṭīwi*

*Majmū' Faṭāwi Shaykh al-Islām Aḥmad b. Taymīya*, vol. 28, al-Qāhira, n.d.

*Masālik*

Ibn Fadl Allāh al-'Umari (d. 749/1349), *Masālik al-Abṣar fī Mamālik al-Amṣār*, MS. Ahmed III, 2797-a3.

*Nuwayri*

Aḥmad b. 'Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī (d. 732/1332), *Niẓāya al-Arab fī Funūn al-Adab*, MS. Dār al-Kutub al-Miṣriya, Ma'ārif 'Āmma, 549.

*Rijla Ibn Battūta*

Abū 'Abd Allāh Ibn Battūta al-Lawātī (d. 770/1368-9 or 779/1377), *Tuhfa al-Nuzūr fī Gharrā'iḥ al-Amṣār*, Arabic text & French tr. by C. Defremery & B. R. Sangüinetti, *Voyages d'Ibn Battūta*, 4 vols., Paris, 1854.

Abū al-Abbās Aḥmad al-Qalqashandī (d. 821/1418),

*Şubḥ al-Asnā fi Ṣinā'at al-Insār*, 14 vols., al-Qāhirah,  
1963; *Fahāris*, al-Qāhirah, 1972.

*Sulamī*

Abū 'Abd al-Rahmān Muḥammad al-Sulamī (d. 412/  
1021), *Tabaqāt al-Ṣūfiyā*, J. Pedersen ed., Leyden, 1860.

*Sulṭāk*

Taqi al-Dīn Aḥmad al-Maqrizī (d. 845/1442), *Kitāb  
al-Sulṭāk li-Ma'rifa Duwal al-Muṭlūk*, vols. 1-2, M. M.  
Zijāda ed., al-Qāhirah, 1939-58, vols. 3-4, S. A. 'Āshūr  
ed., al-Qāhirah, 1970-73.

*Tabarī*

Muhammad b. Jarīr al-Tabarī (d. 310/923), *Ta'rīkh  
al-Rusul wal-Mulūk*, M. J. de Goeje ed., 15 vols., Lug-  
duni Batavorum, 1879-1901 repr. 1964.

*Ta'rīkh Ibn al-Wardi*

Zayn al-Dīn 'Umar Ibn al-Wardi (d. 749/1348), *Ta'rīkh  
Ibn al-Wardi*, 2 vols., al-Najaf, 1969.

*Yāfi'i*

Abū Muḥammad 'Abd Allāh al-Yāfi'i (d. 768/1366-7),  
*Mir'at al-Janāh wa-Ibra al-Yaqīn*, 4 vols., Hyderabad,  
1337H.

*Yāqūt*

Shihāb al-Dīn Yāqūt al-Himawī (d. 625/1229), *Mujām  
al-Buldān*, 5 vols., Bayrūt, 1955-57.